

平成14年2月4日

各位

株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ
東京都千代田区有楽町1丁目10番1号
コード番号 8306

スポーツ振興株式会社についての会社更生手続開始申立に伴う
債権取立不能のおそれの発生について

今般、株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（取締役社長 三木 繁光）の子会社の株式会社東京三菱銀行および三菱信託銀行株式会社の取引先であるスポーツ振興株式会社について、その債権者である株式会社整理回収機構が、大阪地方裁判所に会社更生手続開始申立を行いました。この結果、同社向け債権につき取立不能のおそれが生じたのでお知らせします。

記

1. スポーツ振興株式会社の概要

- (1)本社所在地 大阪市北区万歳町4番2号
- (2)代表者氏名 木下 俊雄
- (3)資本金 90百万円
- (4)事業の内容 ゴルフ場造成・運営

2. 生じた事実

スポーツ振興株式会社について、その債権者である株式会社整理回収機構が、平成14年1月28日付で大阪地方裁判所に会社更生手続開始申立を行いました。

3. スポーツ振興株式会社に対する債権

株式会社東京三菱銀行： 2,859百万円
三菱信託銀行株式会社： 5,988百万円

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

当社が既に発表しております当期業績予想に影響はございません。

以上

照会先： 広報室次長 堤 03 - 3240 - 8136